

令和4年5月24日

就学前児童のマスク着用の考え方及び取扱いについて

加古川市幼児保育課

厚生労働省通知「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」（令和4年5月20日）に基づき、市立認定こども園・保育園におけるマスクの着用について、下記のとおり取り扱います。

記

- 2歳未満（乳幼児）は、引き続き、マスク着用は奨めない。
- 2歳以上は、保育所等では、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない。ただし、施設内に感染者が生じている場合などは、園長の判断により可能な範囲でマスクの着用を求めても差し支えない。